

兵庫県公報

平成27年7月14日 火曜日 第2713号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	6
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	6
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	7
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	9
○ 土地区画整理事業の事業計画の変更認可（市街地整備課）	9
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	9
○ 道路の位置指定（建築指導課）	10
○ 重要調整池に係る検査の結果（但馬県民局）	10
○ 同 上（同）	10
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	11
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	12
○ 平成27年度兵庫県看護功績賞表彰（医務課）	15
○ 農用地利用配分計画の認可の申請（農業経営課）	16
○ 同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域（建築指導課）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	17
教育委員会規則	
○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則	18

公布された法令のあらまし

- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第10号）
- 1 補償額の算定の基礎となる補償基礎額を改定することとした。
 - 2 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改定することとした。

告 示

兵庫県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年7月14日

兵庫県知事 井戸敏三

香寺町土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事	橋 本 良 春	姫路市香寺町恒屋2084番地
同	和 泉 俊 員	同 市香寺町久畑206番地
同	牛 尾 誠	同 市香寺町中村217番地 1
同	炭 谷 丈 夫	同 市香寺町恒屋1070番地
同	萱 原 定 彦	同 市香寺町恒屋513番地 1
同	大 塚 弘 道	同 市香寺町溝口1262番地
同	渡 邊 勝 典	同 市香寺町土師220番地
同	藤 尾 茂 義	同 市香寺町岩部448番地
同	神 崎 彰 弘	同 市香寺町行重127番地 1
同	駒 田 清 一	同 市香寺町相坂117番地 1
同	藤 本 輝 昭	同 市香寺町田野660番地 1
同	濱 田 利 之	同 市香寺町須加院1421番地 1
同	金 澤 忠 義	同 市香寺町犬飼443番地 1
同	明 星 明 秀	同 市香寺町広瀬421番地
監 事	壺 阪 豊 之	同 市香寺町中寺256番地
同	田 中 司	同 市香寺町矢田部621番地 2
同	高 田 雅 勝	同 市香寺町中仁野170番地 1

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	橋 本 良 春	姫路市香寺町恒屋2084番地
同	角 谷 正 喜	同 市香寺町中村350番地 2
同	橋 本 健 雄	同 市香寺町恒屋2076番地
同	萱 原 定 彦	同 市香寺町恒屋513番地 1
同	壺 阪 豊 之	同 市香寺町中寺256番地
同	久 斗 元 三	同 市香寺町溝口1226番地 1
同	藤 尾 茂 義	同 市香寺町岩部448番地
同	神 崎 彰 弘	同 市香寺町行重127番地 1
同	田 中 司	同 市香寺町矢田部621番地 2
同	駒 田 清 一	同 市香寺町相坂117番地 1
同	藤 川 隆 敏	同 市香寺町田野625番地
同	濱 田 利 之	同 市香寺町須加院1421番地 1
同	金 井 貞 文	同 市香寺町犬飼43番地 1
同	明 星 明 秀	同 市香寺町広瀬421番地
監 事	和 泉 俊 員	同 市香寺町久畑206番地
同	渡 邊 和 弘	同 市香寺町土師930番地
同	高 田 雅 勝	同 市香寺町中仁野170番地 1

甲山土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	福 永 源八朗	姫路市豊富町豊富2341番地 5
同	荒 木 孝 昭	同 市仁豊野342番地
同	小 坂 静 夫	同 市豊富町御蔭1650番地
同	萩 原 郁 生	同 市豊富町豊富2648番地
同	三 木 和 明	同 市豊富町豊富2949番地
同	高 馬 一 吉	同 市豊富町御蔭1391番地 2
同	高 馬 健 治	同 市豊富町御蔭1453番地
同	高 馬 英 雄	同 市豊富町御蔭2172番地
同	的 野 福 男	同 市仁豊野310番地
同	福 田 明 義	同 市仁豊野145番地
同	吉 田 尚 雄	同 市仁豊野272番地 1

監 事	大 西 敏 夫	同	市豊富町豊富2234番地
同	高 馬 昌 俊	同	市豊富町御蔭1957番地
同	白 井 弘 昭	同	市仁豊野153番地
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	福 永 源八朗	姫路市豊富町豊富2341番地 5	
同	荒 木 孝 昭	同 市仁豊野342番地	
同	高 馬 良 裕	同 市豊富町御蔭1922番地	
同	谷 口 治	同 市豊富町豊富2511番地	
同	實 光 敏 秀	同 市豊富町豊富2970番地	
同	大 塩 勝 弘	同 市豊富町御蔭1455番地 4	
同	小 坂 勝 美	同 市豊富町御蔭1649番地	
同	高 馬 英 雄	同 市豊富町御蔭2172番地	
同	柏 木 英 和	同 市仁豊野347番地 5	
同	的 野 福 男	同 市仁豊野310番地	
同	荒 木 照 夫	同 市仁豊野246番地	
監 事	高 馬 道 樹	同 市豊富町御蔭1456番地 4	
同	白 井 弘 昭	同 市仁豊野153番地	
同	栗 山 景 作	同 市豊富町豊富3026番地 1	

桑原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	上 田 博 士	篠山市桑原421番地	
同	谷 掛 義 治	同 市桑原 2 番地17	
同	細 川 政 夫	同 市桑原332番地	
同	細 川 林 三	同 市桑原313番地	
同	細 見 和 義	同 市桑原566番地 1	
同	細 見 博 昭	同 市桑原1251番地 2	
同	細 見 壽	同 市桑原1367番地	
同	西 山 正 己	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字宝本 1 番地10	
同	谷 掛 八千久	篠山市桑原170番 1 地	
同	向 山 憲 雄	同 市桑原693番地	
監 事	西 山 浩	同 市桑原936番地	
同	上 田 英 樹	同 市桑原1420番地	

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	上 田 博 士	篠山市桑原421番地	
同	谷 掛 義 治	同 市桑原 2 番地17	
同	細 川 政 夫	同 市桑原332番地	
同	細 川 林 三	同 市桑原313番地	
同	細 見 和 義	同 市桑原566番地 1	
同	細 見 博 昭	同 市桑原1251番地 2	
同	細 見 壽	同 市桑原1367番地	
同	西 山 正 己	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字宝本 1 番地10	
同	谷 掛 八千久	篠山市桑原170番 1 地	
同	向 山 憲 雄	同 市桑原693番地	
監 事	西 山 浩	同 市桑原936番地	
同	上 田 英 樹	同 市桑原1420番地	

船城土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岸 部 稔	丹波市春日町朝日562番地
同	岸 部 正 由	同 市春日町朝日603番地
同	芦 田 彪	同 市春日町石才173番地
同	白 井 泰 夫	同 市春日町石才172番地 2
同	善 積 博 美	同 市春日町長王237番地
同	足 立 典 夫	同 市春日町長王707番地
同	八 尾 広 司	同 市氷上町石生421番地 6
同	伊 賀 伸 治	同 市春日町長王881番地 1
同	梶 村 博 信	同 市春日町新才16番地
同	荻 野 英 明	同 市春日町新才160番地
同	金 川 芳 隆	同 市春日町山田82番地
同	宮 下 隆 司	同 市春日町古河74番地 2
監 事	岸 部 和 男	同 市春日町朝日689番地
同	荻 野 吉 郎	同 市春日町新才156番地
同	山 田 吉 晴	同 市春日町山田212番地 1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	河 津 誠	丹波市春日町朝日638番地 1
同	河 津 敏 明	同 市春日町朝日695番地
同	白 井 康 隆	同 市春日町石才275番地
同	芦 田 忠 章	同 市春日町石才190番地
同	善 積 將 男	同 市春日町長王273番地
同	善 積 和 雄	同 市春日町長王703番地
同	伊 賀 伸 治	同 市春日町長王881番地 1
同	八 尾 広 司	同 市氷上町石生421番地 6
同	田 卓 朗	同 市春日町新才270番地
同	荻 野 美 道	同 市春日町新才57番地
同	金 川 智 一	同 市春日町山田225番地 1
同	宮 下 隆 司	同 市春日町古河74番地 2
監 事	庄 田 太	同 市春日町朝日665番地
同	新 才 壽 幸	同 市春日町新才77番地
同	荻 野 泰	同 市春日町山田121番地

太田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 垣 進	丹波市山南町太田757番地 2
同	中 西 邦 雄	同 市山南町太田316番地
同	中 西 智	同 市山南町太田795番地
同	野 垣 克 巳	同 市山南町太田466番地
同	西 垣 輝 雄	同 市山南町太田448番地
同	若 林 司	同 市山南町青田590番地 2
同	原 田 昇	同 市山南町青田508番地
同	本 田 文 雄	同 市山南町大谷140番地
同	本 田 みつ子	同 市山南町大谷293番地 6
監 事	西 垣 莊 司	同 市山南町太田906番地
同	中 島 拡 次	同 市山南町青田330番地
同	中 本 隆 明	同 市山南町大谷59番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
-------	-----	-----

理 事	村 岡 元三郎	丹波市山南町太田328番地
同	中 西 正 一	同 市山南町太田318番地
同	中 西 良 正	同 市山南町太田275番地
同	村 岡 義 正	同 市山南町太田778番地
同	小 坪 好 和	同 市山南町太田475番地 1
同	若 林 司	同 市山南町青田590番地 2
同	原 田 昇	同 市山南町青田508番地
同	柳 本 芳 明	同 市山南町大谷108番地 1
同	西 田 昌	同 市山南町大谷61番地 1
監 事	中 西 智	同 市山南町太田795番地
同	中 島 拓 次	同 市山南町青田330番地
同	中 本 隆 明	同 市山南町大谷59番地

上八木土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名	住 所
理 事	
細 川 満	南あわじ市八木養宜上1561番地
同	同 市八木養宜上487番地
同	同 市八木養宜上175番地 2
同	同 市八木養宜上60番地 1
同	同 市八木養宜上440番地
同	同 市八木養宜上389番地
同	同 市八木養宜上394番地 4
同	同 市八木養宜上295番地
同	同 市八木養宜上242番地
同	同 市八木養宜上196番地
同	同 市八木養宜上1575番地
同	同 市八木養宜上334番地
同	同 市八木養宜上1114番地 8
同	同 市八木野原296番地 1
同	同 市八木野原332番地 2
監 事	
柏 木 大一良	同 市八木養宜上230番地
同	同 市八木養宜上454番地 1
同	同 市八木養宜中347番地

就任役員

役員の区分

氏 名	住 所
理 事	
前 野 勝 洋	南あわじ市八木養宜上1571番地
同	同 市八木養宜上230番地
同	同 市八木養宜上439番地 1
同	同 市八木養宜上60番地 1
同	同 市八木養宜上469番地
同	同 市八木養宜上273番地 2
同	同 市八木養宜上276番地
同	同 市八木養宜上284番地
同	同 市八木養宜上209番地
同	同 市八木養宜上199番地
同	同 市八木養宜上1558番地
同	同 市八木養宜上1104番地 6
同	同 市八木養宜上1114番地 8
同	同 市八木野原221番地
同	同 市八木野原312番地

監 事	細 川 知 大	同	市八木養宜中347番地
同	柏 木 千 生	同	市八木養宜上212番地
同	藤 江 伸 治	同	市八木養宜上622番地



兵庫県告示第592号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
中場池土地改良区	平成27年 5月 1日
東播用水土地改良区	平成27年 5月18日



兵庫県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、相当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
西光寺野土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	西光寺野地区	平成27年 7月14日から 同 年 8月 3日まで	姫 路 市 役 所 神 崎 郡 福 崎 町 役 場



兵庫県告示第594号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成23年兵庫県告示第761号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成27年 7月24日限りで消滅する。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

赤穂市加入区



兵庫県告示第595号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成27年 7月25日から発生する。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

赤穂市加入区



兵庫県告示第596号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同

意があったものと認めた。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
仮屋区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	平成27年 6月18日
浦区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同
香住区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	平成27年 6月19日
香住区域	総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業	同
柴山区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	同
柴山区域	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業	同
浜坂区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって浜坂の区域の者が専業として行う漁業	平成27年 6月23日
浜坂区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって諸寄の区域の者が専業として行う漁業	同



兵庫県告示第597号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
和光純薬工業株式会社播磨工場
赤穂市折方1543番地
工場長 名古屋 守
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
和光純薬工業株式会社播磨工場
赤穂市折方1543番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号ニ 廃ガス洗浄施設
能	力	55m ³ /分

工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 7 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2～4	2以下
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20,000	30,000以上
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	りん 磷 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	0.03	

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 7月14日から同年 8月 4日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第598号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

川西市火打 1 丁目116番 3 並びに116番 1、118番及び119番の一部

2 特定有害物質の名称

砒素及びその化合物



兵庫県告示第599号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

川西市火打 1 丁目217番 1、218番及び221番 1 の一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第600号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ修正 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間
平成27年 6月23日から平成28年 2月29日まで
- 3 作業地域
神戸市須磨区東白川台ほか



兵庫県告示第601号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第3項において準用する同法第9条第1項の規定により、阪神間都市計画事業北摂三田第二テクノパークB地区土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日
事業の名称 阪神間都市計画事業北摂三田第二テクノパークB地区土地区画整理事業
事務所の所在地 大阪市北区梅田三丁目3番5号
施行認可の年月日 平成22年12月6日
- 2 事業計画の変更の内容
事業施行期間
変更前 平成22年12月7日から平成27年12月31日まで
変更後 平成22年12月7日から平成28年3月31日まで
- 3 変更認可の年月日
平成27年 7月2日



兵庫県告示第602号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画道路
1.3.1号大阪湾岸線ほか1路線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
西宮市甲子園浜1丁目並びに池開町
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成27年 7月14日から同月28日まで
- 4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西宮市都市局都市計画部都市計画課



兵庫県告示第603号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26東播位置 0006号	27. 7. 1	加古郡播磨町野添字足洗244番1、245番2の一部	5.55	24.68



兵庫県告示第604号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成27年 7月14日

但馬県民局長 岩 根 正

- 1 重要調整池の所在地
朝来市和田山町市御堂字ワタシ14番1外7筆
- 2 重要調整池の所有者等の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称
株式会社ナフコ
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
 - (3) 代表者の氏名
深 町 勝 義



兵庫県告示第605号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成27年 7月14日

但馬県民局長 岩 根 正

- 1 重要調整池の所在地
朝来市和田山町法興寺字藤ノ木378番1外24筆
- 2 重要調整池の所有者等の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称
 - ア 公立豊岡病院組合
 - イ 朝来市
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
 - ア 豊岡市戸牧1094
 - イ 朝来市和田山町東谷213番1
 - (3) 代表者の氏名
 - ア 井 上 鉄 也
 - イ 多 次 勝 昭

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人関西アジア親善協会

イ 代表者の氏名 大 石 城 司

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市西山町4番10号

エ 定款に記載された目的

この法人は、アジア市民の友好と親善を深めるとともに、アジアの文化・芸術・教育の相互理解の推進を目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人がじゅまる

イ 代表者の氏名 武 田 英 樹

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市龍野町北龍野454

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、要介護者、障害者、若年者、生活困窮者等に対して、生活支援に関する事業や就労支援を行い、地域の福祉の向上、地域の発展に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人シングルライフサポート

イ 代表者の氏名 田 上 宏 樹

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門仁辺町3番10号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢社会及び孤独死の増加に鑑み、独り暮らしのお年寄り、障害をもつ方はもちろん、将来に不安を感じる若い世代等広く一般市民を対象として、独身者が抱える問題に対して、日常生活のサポートをはじめ、相続・税務・葬儀・仏事対策手続き及び相談、セミナー、教育及び啓発事業等を行うことで、トラブルなく他人への迷惑を無くして人生の終期を快く迎える準備ができ、孤独死のない安心で明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人うんぱんまん

イ 代表者の氏名 鳥 谷 博

ウ 主たる事務所の所在地 洲本市桑間288番地1 鳥谷ビル

エ 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーション理念に基づき、高齢者や障がい者に対して、福祉移送サービスや生活補助事業及び啓発事業を行い、高齢者や障がい者が地域住民と共に支え合いながら安心して暮らせ、安全かつ快適に、そして充実した毎日を過ごすことができる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ドリームバディ

イ 代表者の氏名 松 本 哲 昇

ウ 主たる事務所の所在地 小野市育ヶ丘町1480番地の780

エ 定款に記載された目的

この法人は、働く能力があるにもかかわらず個人に依じた訓練を行う場所が少ないため、就労する場所や能力を発揮することが困難な障がい者等に対して、就労するための訓練や就労先を確保する事業を行い、障がい者等の自立と社会参加の支援に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人いずし町家再生プロジェクトA

イ 代表者の氏名 渋 谷 勝 彦

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市出石町内町1番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、豊岡市出石町及び近隣の地域に対して、出石城下町のまちづくりに関する事業を行い、町家再生、人口定住、地域活性化に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人学生教育研究所

イ 代表者の氏名 白 井 政 彰

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東園田町1丁目203番地の1 ウェリス東園田103

エ 定款に記載された目的

この法人は、進路選択期にある大学生に対して職業選択におけるキャリア・レディネスの育成およびその支援を行うことにより、就職未決定の防止やミスマッチの防止、就業後の早期離職の防止など、いわゆる就職問題の解決に寄与することを目的とする。なお、ここで言うキャリア・レディネスとは、就職活動を始める前に身につけておかなければならないチカラのことを指し、具体的には、職業に関する情報の収集・吟味・情報発信を行うチカラや、職業に関する知識と自らの経験を紐づけて興味や関心を誘発するチカラのことを指す。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人キャリアネット明石

イ 代表者の氏名 武 新次郎

ウ 主たる事務所の所在地 明石市桜町2-22号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者が住みなれた地域において、家族、近隣の人たち等との相互協力を通して、障害者や高齢者が自ら生きるための生活支援や自立支援など福祉に関する活動を行うとともに障害者の経済的自立を支援し、もって地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あまがさき環境オープンカレッジ

イ 代表者の氏名 大 原 一 憲

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南口町2丁目1番3号 塚口さんさんタウン3番館6階

エ 定款に記載された目的

この法人は、市民、企業、学校及び行政等様々な主体の協働により、環境に関する開かれた学びの場として情報提供業務や相談業務を行うとともに、講座やイベントを企画・実施し、また他の団体等が企画する講座やイベントの実施を支援することで、環境の保護・保全のために行動する市民の育成と各主体相互の連携に寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成27年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アップストリーム障がい者支援センター

イ 代表者の氏名 松 岡 孝 司

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市杭瀬本町1丁目23-2 カーサフジイ102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、総合的な在宅支援事業及び地域生活支援事業等を行うことにより、「人としての尊厳の尊重」を大切に、地域社会に於いて、そこに生きる全ての人々が自己の能力を充分に発揮し、一人一人が輝き生き生きと暮らせる地域社会を創造することに寄与する事を目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成27年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人西宮市マンション管理組合ネットワーク

イ 代表者の氏名 中 野 敬 偉 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門川町12番7-203号

エ 定款に記載された目的

この法人は、マンション管理組合、諸団体、市民など幅広い人々に対して、情報交換、広報活動および研修等による支援事業を行い、地域において安全、安心で快適なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成27年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ヒューマンサポート関西

イ 代表者の氏名 今 西 永 兒

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市塔の町103番地の25

エ 定款に記載された目的

この法人は、音楽を愛する子どもから高齢者までの一般市民に対して、各種コンサート、講演会等の企画・運営事業、子ども音楽バンドの育成事業、中高年齢者のバンド及びコーラス活動支援事業並びに自然環境体験支援事業を実施することにより、音楽活動を媒体とした各世代間交流の場の創出と、地域や市民に親しまれ、愛される音楽文化の進展に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成27年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人シンフォニー

イ 代表者の氏名 山 崎 勲

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市御園町5番地 尼崎土井ビルディング2階C号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、市民に対し、自然環境と社会との調和と共生のまちづくりを推進する事業を行うことによって、そこに住み・働き・訪れる全ての者にとって魅力ある地域の創造に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成27年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路子育てサポートセンター

イ 代表者の氏名 高 田 智 子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市城見台4丁目12番地5

エ 定款に記載された目的

この法人は、すべての子どもとその家族に対して、あそび及び地域生活支援や相談を総合的に行い、子育てに関する学習交流会を行うことにより、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ラーフ・ウッド福祉会

イ 代表者の氏名 萩 原 数 一

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市河間町24番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対して、生活支援・社会参画促進に関する事業を行い、障害者・高齢者が共に生きることができる地域社会づくりを推進することにより、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人A. P. U

イ 代表者の氏名 大 西 壯 司

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町蛸草321番地

エ 定款に記載された目的

この法人の目的は、次の3つとする。(1)「地域社会」でまちづくりの推進を行って、その発展に貢献する。(2) 自然災害被災地に対し、人や物資で救援活動を行って、復旧・復興に貢献する。(3)「アジアの子供たち」に対して、「学校教育を受けられる機会を与える活動」を行い、アジアの平和に寄与する。

10(1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人つどい場みち

イ 代表者の氏名 浦 田 美智子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市戸ノ内町2丁目4番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、高齢者の福祉の増進を図るとともに、介護や子育てに関する相談・情報提供事業及び地域住民との交流事業などを行い、すべての人々が安心してともに生きてゆける地域社会の実現と、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人花咲

イ 代表者の氏名 柚 木 恒 光

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市西中島81番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者に対して生活支援および社会参画促進に関する事業を行い、すべての人々が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人くぬぎ

イ 代表者の氏名 大 倉 正 也

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市鳴尾町2丁目5番20号

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者小規模作業所の運営、障害者自立支援法に基づく事業、精神障害者とその家族の支援相談、そして精神保健福祉の啓発や交流に関する事業を通じて、一般市民との相互理解・協力を深め、当事者とその家族を取りまく環境をより豊かにし、地域での当事者の自立した生活および社会参加を促進することを目的とする。

13(1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人フリースペース「群生海」

イ 代表者の氏名 船 引 純 法

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市揖保西町小犬丸138番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、ひきこもり・ニート等に対して、生活支援事業、及び生きがいつくりに関する事業を行い、すべての人が心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

14(1) 申請受付年月日 平成27年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人やさしあ

イ 代表者の氏名 高 橋 裕 之

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東園田 6丁目121番地の 8 ポピーハイツⅡ番館 1階101—2号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい当事者とその家族並びに高齢者に対して、社会参加の実現及び生活支援に関する事業を行い、障がい者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



平成27年度兵庫県看護功績賞表彰

兵庫県看護功績賞規則（昭和42年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、平成27年7月9日に次の者を表彰した。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 氏名及び住所

氏 名	住 所
青 山 恭 子	神戸市長田区
有 野 和 枝	高砂市
岩 本 房 子	養父市
近 江 雅 世	三木市
小 田 澄 江	神戸市須磨区
亀 井 京 子	宍粟市
川 畑 由美子	神戸市北区
北 田 晴 美	加古川市
衣 川 広 美	神戸市垂水区
小 寺 しのぶ	丹波市
多 賀 真里子	神戸市兵庫区
竹 田 陽 子	神戸市西区
谷 垣 美 鈴	姫路市
谷 林 眞寿美	宍粟市
水 流 啓 子	神戸市東灘区
土 居 和 代	西宮市
中 野 恵 子	淡路市
西 垣 千 鶴	神戸市須磨区
畑 中 活 子	多可郡多可町
檜 垣 美香子	尼崎市
益 野 淳 子	西宮市
三 浦 智 恵	洲本市
三 宅 悦 子	高砂市
村 上 政 世	神戸市西区
吉 田 沢 子	岡山県備前市

2 功績内容

看護の重要性を深く認識し、博愛と奉仕の精神をもってその職務に精励し、看護の発展向上に多大な功績があった。



農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、この公告の日から当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年令及び当該農用地利用配分計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の提出先に提出すること。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 今回縦覧に供する農用地利用配分計画の概要
（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
	氏名又は名称	住 所		
27	第96号	農事組合法人 スリーエス営農組合	川辺郡猪名川町笹尾東大藪3番	川辺郡猪名川町清水東字大藪22番ほか70筆
	第97号	農事組合法人 野寺営農	加古郡稲美町野寺966番地	加古郡稲美町野寺字下南岡322番3ほか10筆
	第98号	大西 良忠	加古郡稲美町野寺1050—126	加古郡稲美町野寺字上南岡100番6
	第99号	株式会社 中新田営農組合	加古郡稲美町加古2597—2	加古郡稲美町加古字中新田前9102番ほか2筆
	第100号	株式会社 グリーンファーム揖西	たつの市揖西町新宮1095番地1	たつの市揖西町竹万字下井度ノ内665番ほか39筆
	第101号	株式会社 グリーンファーム揖西	たつの市揖西町新宮1095番地1	たつの市揖西町新宮字名淵326番ほか177筆
	第102号	株式会社 グリーンファーム揖西	たつの市揖西町新宮1095番地1	たつの市揖西町構字千成142番ほか49筆
	第103号	株式会社たつのアグリ	たつの市揖保川町金剛山590番地	たつの市揖保川町金剛山字西堤754番ほか154筆
	第104号	農事組合法人 河谷営農組合	豊岡市河谷38番地	豊岡市百合地字上替416番
	第105号	中谷 農事組合法人	豊岡市中谷133番地の1	豊岡市百合地字サワリ300番1ほか21筆
	第106号	森田 強	豊岡市上陰401番地	豊岡市百合地字五反田223番ほか15筆
	第107号	松岡 正人	豊岡市河谷814番地	豊岡市百合地字新田1487番1ほか2筆
第108号	河本 嘉一	豊岡市六地藏92番地	豊岡市百合地字サワリ312番1ほか6筆	

第109号	中谷 農事組合法人	豊岡市中谷133番地の1	豊岡市河谷字ハシノ400番
第110号	松岡 正人	豊岡市河谷814番地	豊岡市河谷字江川647番ほか7筆
第111号	株式会社 百合地営農	豊岡市百合地525番地の1	豊岡市立野字九反庄1077番
第112号	中谷 農事組合法人	豊岡市中谷133番地の1	豊岡市立野字上宮道1205番
第113号	森田 強	豊岡市上陰401番地	豊岡市立野字高野田885番ほか3筆
第114号	大木 佐喜夫	豊岡市梶原642番地	豊岡市立野字高野田875番ほか9筆
第115号	池田 尋子	豊岡市立野 8 番18号	豊岡市立野字三ノ坪863番
第116号	農事組合法人 畑ヶ平農業生産法人	美方郡新温泉町岸田3869番地の20	美方郡新温泉町岸田字畑ヶ平3855番ほか45筆
第117号	農事組合法人 稲畑どろんこ会	丹波市氷上町稲畑767	丹波市氷上町稲畑字スバ769番地1ほか4筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課、農用地利用配分計画の対象となる土地の所在する市町を管轄する農林（水産）振興事務所

(2) 縦覧期間

平成27年7月14日から同月28日まで

3 意見書の提出先

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域は、次のとおりである。

その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年7月14日

兵庫県知事 井戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	一団地の区域
第H27淡路団連 0001号	27. 6. 30	淡路市夢舞台1番37、1番39、1番50の各一部



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

平成27年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
相生市那波東本町452番 1、452番 2、453番 1、453番 2、454番 1、454番 2、542番、543番、543番 6、452番 1 地先里道、454番 1 地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市中地南町82番地の 1
オーエイハウジング有限会社 代表取締役 横 山 英 人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 6月24日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－25－2号（26相生）

教 育 委 員 会 規 則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月14日

兵庫県教育委員会

委員長 高 崎 正 弘

兵庫県教育委員会規則第10号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（平成25年兵庫県教育委員会規則第 9号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項及び学校薬剤師の補償基礎額の項を次のように改める。

学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,003円	7,775円	9,450円	10,703円	11,573円	12,318円
学校薬剤師の補償基礎額	5,068円	6,050円	6,783円	7,950円	8,850円	9,313円

別表第 2 最低限度額の欄及び最高限度額の欄を次のように改める。

最低限度額	最高限度額
5,030円	13,005円
5,585円	13,573円
6,069円	16,192円
6,475円	18,680円
6,729円	21,472円
6,654円	23,984円
6,474円	25,191円
5,878円	24,139円
4,731円	19,385円
3,930円	15,991円
3,930円	13,005円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1（医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数が10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満及び25年以上の学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。）の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第1（医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数が10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満及び25年以上の学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則別表第2（年齢階層が25歳以上30歳未満、30歳以上35歳未満、35歳以上40歳未満、45歳以上50歳未満及び55歳以上60歳未満である場合の最低限度額並びに年齢階層が25歳未満、30歳以上35歳未満、35歳以上40歳未満、40歳以上45歳未満、45歳以上50歳未満、50歳以上55歳未満及び70歳以上である場合の最高限度額に係る部分を除く。）の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき事由が生じた休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 5 改正後の規則別表第2（年齢階層が25歳以上30歳未満、30歳以上35歳未満、35歳以上40歳未満、45歳以上50歳未満及び55歳以上60歳未満である場合の最低限度額並びに年齢階層が25歳未満、30歳以上35歳未満、35歳以上40歳未満、40歳以上45歳未満、45歳以上50歳未満、50歳以上55歳未満及び70歳以上である場合の最高限度額に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償及び年金たる補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。